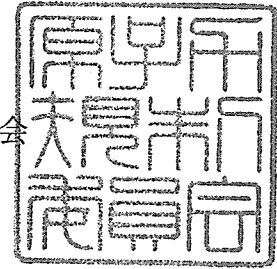


原規規発第 2007086 号
令和 2 年 7 月 8 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉
設置変更許可 [STACY (定常臨界実験装置) 施設等の変更] に関
する意見の聴取について

上記の件について、令和元年12月25日付け令01原機(安)008(令和2
年6月15日付け令02原機(安)004をもって一部補正)をもって、国立研究
開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉敏雄から、核原料物質、核燃料物
質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第26条第1項の
規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第26条第4項におい
て準用する同法第24条第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、
同法第26条第4項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙の
とおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請書（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和元年12月25日付け令01原機（安）008（令和2年6月15日付け令02原機（安）004をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉敏雄から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき提出された原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請書（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉（STACY施設）の使用の目的（臨界基礎データの取得及び核燃料サイクル施設の臨界安全データベースの確立）を変更するものではないこと
- ・TCA（軽水臨界実験装置）施設の使用済燃料の処分方法の明確化のため、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に再処理を委託又は引取りを依頼して引き渡すとともに、引渡しまでの間は、STACY施設の核燃料物質貯蔵施設において貯蔵することに変更するものであること

これらのことから、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。